

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 (農林水産経営支援課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所) 二
- 職員の分限処分(二件) (公安委員会) 三

告 示

○宮城県告示第三百二十八号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 名取市体育協会 佐々木敏克
- 二 主たる事務所の所在地 名取市植松一丁目一番一号
- 三 定款に記載された目的 協会は、名取市民の体育・スポーツの振興及び健康増進に関する業務を行い、快適なスポーツ環境を提供しながら、スポーツを核としたコ

ミニニティーの促進 豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、明るく豊かで活力に満ちた名取市の形成に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十三年四月一日

○宮城県告示第三百三十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇五〇〇三二六	気仙沼市マザーズホーム 気仙沼市潮見町三番三十四号	児童デイサービス	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会	平成二十三年 四月一日
○四二二六〇〇二〇七	パンビの杜利府 宮城県利府町加瀬字 新前谷地五十七番地	生活介護	株式会社 E c o L i f e	平成二十三年 四月一日
○四一五五〇〇七八四	ふおれすとあゆみ 仙台市泉区南光台南 三丁目三十四番地六	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援 B 型	特定非営利活動法人 あゆみ	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第三百四十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇五〇〇〇九四	気仙沼市マザーズホーム 気仙沼市潮見町三番三十四号	児童デイサービス	気仙沼市	平成二十三年 三月三十一日

○宮城県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十三年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十三年五月六日

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二

亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原二十六

名取市増田一丁目十二番三十六号

黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二

大崎市古川北町三丁目十番三十六号

大崎市岩出山下野目字二ツ屋二十九番地

遠田郡美里町字素山町一番地

栗原市志波姫堀口見渡二番地一

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

石巻市中里五丁目一番十二号

本吉郡南三陸町志津川字大森一番地

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十三年五月六日

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町宮字西堀添大縄場八一の四

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

みやぎ仙南農業協同組合

仙台農業協同組合

みやぎ亘理農業協同組合

名取岩沼農業協同組合

あさひな農業協同組合

古川農業協同組合

いわでやま農業協同組合

みどりの農業協同組合

栗つこ農業協同組合

みやぎ登米農業協同組合

いしのまき農業協同組合

南三陸農業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町宮字馬場一

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(二) 次のとおり「は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。」

○宮城県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年四月十七日	阿 部 敏	栗原市一迫北沢大沢十一番地	理 事

公安委員会

○宮城県警察本部告示第26号

職員の分限に関する条例（昭和26年宮城県条例第51号）第2条第3号の規定により、平成23年3月12日、宮城県警部補 堀越 政行を平成24年3月11日までの間休職とした。休職期間中職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第23条第5号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100を給する。

平成23年5月6日

宮城県警察本部長 竹 内 直 人

○宮城県警察本部告示第27号

職員の分限に関する条例（昭和26年宮城県条例第51号）第2条第3号の規定により、平成23年3月12日、宮城県巡査部長 門馬 勝彦を平成24年3月11日までの間休職とした。休職期間中職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第23条第5号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100を給する。

平成23年5月6日

宮城県警察本部長 竹 内 直 人